Ｉ０１０に掲げる精神科ナイト・ケア及び区分番号Ｉ０１５に掲げる重度認知症患者デイ・ケア料は算定しない。

Ｉ０１１　精神科退院指導料　320点

注１　入院期間が１月を超える精神障害者である患者又はその家族等に対して、精神科の医師、看護師等が共同して、退院後に必要となる保健医療サービス又は福祉サービス等に関する計画を策定し、当該計画に基づき必要な指導を行った場合に、当該入院中１回に限り算定する。

２　入院期間が１年を超える精神障害者である患者又はその家族等に対して、精神科の医師、看護師、作業療法士及び精神保健福祉士が共同して、退院後に必要となる保健医療サービス又は福祉サービス等に関する計画を策定し、当該計画に基づき必要な指導を行った場合であって、当該患者が退院したときに、精神科地域移行支援加算として、退院時に１回に限り200点を所定点数に加算する。

Ｉ０１１－２　精神科退院前訪問指導料　380点

注１　入院中の患者の円滑な退院のため、患家等を訪問し、当該患者又はその家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に、当該入院中３回（入院期間が６月を超えると見込まれる患者にあっては、当該入院中６回）に限り算定する。

２　看護師、精神保健福祉士等が共同して訪問指導を行った場合は、320点を所定点数に加算する。

３　注１に掲げる指導に要した交通費は、患家の負担とする。

Ｉ０１２　精神科訪問看護・指導料

１　精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)

イ　保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士による場合

(1)　週３日目まで　30分以上の場合　580点

(2)　週３日目まで　30分未満の場合　445点

(3)　週４日目以降　30分以上の場合　680点

(4)　週４日目以降　30分未満の場合　530点

ロ　准看護師による場合

(1)　週３日目まで　30分以上の場合　530点

(2)　週３日目まで　30分未満の場合　405点

(3)　週４日目以降　30分以上の場合　630点

(4)　週４日目以降　30分未満の場合　490点

２　精神科訪問看護・指導料(Ⅱ)　160点

３　精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)

イ　保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士による場合

(1)　同一日に２人

①　週３日目まで　30分以上の場合　580点

②　週３日目まで　30分未満の場合　445点

③　週４日目以降　30分以上の場合　680点

④　週４日目以降　30分未満の場合　530点

(2)　同一日に３人以上

①　週３日目まで　30分以上の場合　293点

②　週３日目まで　30分未満の場合　225点

③　週４日目以降　30分以上の場合　343点

④　週４日目以降　30分未満の場合　268点

ロ　准看護師による場合

(1)　同一日に２人

①　週３日目まで　30分以上の場合　530点

②　週３日目まで　30分未満の場合　405点

③　週４日目以降　30分以上の場合　630点

④　週４日目以降　30分未満の場合　490点

(2)　同一日に３人以上

①　週３日目まで　30分以上の場合　268点

②　週３日目まで　30分未満の場合　205点

③　週４日目以降　30分以上の場合　318点

④　週４日目以降　30分未満の場合　248点

注１　１については、入院中の患者以外の精神障害者である患者又はその家族等（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に精神科訪問看護・指導を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物居住者」という。）を除く。）に対して、当該患者を診察した精神科を標榜する保険医療機関の保健師、看護師等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に、精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)、区分番号Ｃ００５に掲げる在宅患者訪問看護・指導料（３を除く。）及び区分番号Ｃ００５－１－２に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料（３を除く。）を算定する日と合わせて週３回（当該患者の退院後３月以内の期間において行われる場合にあっては、週５回）に限り算定する。ただし、当該患者が服薬中断等により急性増悪した場合であって、医師が必要と認め指示した場合には、当該急性増悪した日から７日以内の期間について、１日につき１回に限り算定することができる。

２　２については、入院中の患者以外の精神障害者である患者であって、精神障害者施設に入所している複数のものに対して、当該患者を診察した精神科を標榜する保険医療機関の保健師、看護師等を訪問させて、同時に看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に、週３回に限り算定する。

３　３については、入院中の患者以外の精神障害者である患者又はその家族等（同一建物居住者に限り、注２に規定する患者を除く。）に対して、当該患者を診察した精神科を標榜する保険医療機関の保健師、看護師等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に、精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)、区分番号Ｃ００５に掲げる在宅患者訪問看護・指導料（３を除く。）及び区分番号Ｃ００５－１－２に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料（３を除く。）を算定する日と合わせて週３回（当該患者の退院後３月以内の期間において行われる場合にあっては、週５回）に限り、患者１人につきそれぞれ所定点数を算定する。ただし、当該患者が服薬中断等により急性増悪した場合であって、医師が必要と認め指示した場合には、当該急性増悪した日から７日以内の期間について、１日につき１回に限り算定することができる。

４　注１ただし書及び注３ただし書の患者について、さらに継続した訪問看護が必要と医師が判断した場合には、急性増悪した日から１月以内の医師が指示した連続した７日間（注１ただし書及び注３ただし書に規定する期間を除く。）については、１日につき１回に限り算定することができる。

５　注１及び注３に規定する場合（いずれも30分未満の場合を除く。）であって、複数の保健師、看護師等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合は、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ハの場合にあっては週１回を限度とする。

イ　所定点数を算定する精神科訪問看護・指導を行う保健師又は看護師が他の保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合　450点

ロ　所定点数を算定する精神科訪問看護・指導を行う保健師又は看護師が准看護師と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合　380点

ハ　所定点数を算定する精神科訪問看護・指導を行う保健師又は看護師が看護補助者と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合　300点

６　注２に規定する場合であって、看護・指導時間が３時間を超えた場合は、３時